

平成24年第4回瑞穂市議会定例会会議録（第5号）

平成24年12月14日（金）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第70号 瑞穂市道路占用料の徴収に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第71号 瑞穂市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第72号 瑞穂市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第73号 瑞穂市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定道路等
が満たすべき基準を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第74号 瑞穂市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施
設が満たすべき基準を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第77号 瑞穂市農業集落排水処理施設条例及び瑞穂市コミュニティ・プラント
条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第84号 瑞穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程第9 議案第85号 瑞穂市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第86号 瑞穂市都市下水路条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第87号 瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第88号 瑞穂市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第89号 瑞穂市給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第95号 平成24年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第92号 平成24年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第93号 平成24年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第94号 平成24年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第67号 新市建設計画の変更について
- 日程第19 議案第69号 瑞穂市総合計画策定条例の制定について
- 日程第20 議案第75号 瑞穂市コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第76号 瑞穂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
及び瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程第22 議案第78号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第79号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例について

- 日程第24 議案第80号 瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第81号 瑞穂市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第82号 瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第83号 瑞穂市暴力団の排除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第91号 平成24年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第29 議案第96号 瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第97号 瑞穂市生津ふれあい広場整備工事請負契約の締結について
- 日程第31 議案第98号 和解及び損害賠償の額の決定について（市道11 - 137号線）
- 日程第32 発議第12号 防災・減災体制再構築推進基本法制定を求める意見書について
- 日程第33 発委第13号 瑞穂市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第34 発議第14号 補助金に関する事項の監査請求について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1 番	堀	武	2 番	くまがいさちこ
3 番	西岡	一成	4 番	庄田昭人
5 番	森	治久	6 番	棚橋敏明
7 番	広瀬	武雄	8 番	松野藤四郎
9 番	広瀬	捨男	10番	古川貴敏
11番	河村	孝弘	12番	清水治
13番	若井	千尋	14番	若園五朗
15番	広瀬	時男	16番	小川勝範
17番	星川	睦枝	18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○欠員（1名）

○ 本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	奥 田 尚 道
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	森 和 之
総 務 部 長	早 瀬 俊 一	市 民 部 兼 巢南庁舎管理部長	高 田 薫
福 祉 部 長	宇 野 睦 子	調 整 監	白 河 忠 良
環境水道部長	弘 岡 敏	会 計 管 理 者	宇 野 清 隆
教 育 次 長	高 田 敏 朗	監 査 委 員 長 事 務 局 長	松 井 章 治
都市開発課長	鹿 野 政 和	都市管理課長	石 谷 日出夫
商工農政課長	林 良 美		

○ 本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	田 宮 康 弘	書 記	伊 藤 巧
書 記	今 木 浩 靖		

開議の宣告

- 議長（藤橋礼治君） それでは皆さん、おはようございます。
これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

日程第 1 諸般の報告

- 議長（藤橋礼治君） 日程第 1、諸般の報告を行います。
3 件報告します。
1 件目は、本日12月14日、若井千尋君から、発議第12号防災・減災体制再構築推進基本法制定を求める意見書についてを受理しました。
2 件目は、本日12月14日、小川勝範君から、発委第13号瑞穂市議会会議規則の一部を改正する規則についてを受理しました。
3 件目は、本日12月14日、広瀬武雄君から、発議第14号補助金に関する事項の監査請求についてを受理しました。
これらについて、後ほど議題にしたいと思います。
これで諸般の報告を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 14番 若園五朗君。
- 懲罰特別委員長（若園五朗君） 平成24年第 4 回の瑞穂市議会定例会初日、平成24年11月27日の開会中、懲罰に関する一定期間の出席停止の件について、訂正を求めます。
- 議長（藤橋礼治君） ただいま若園五朗君から、発言の取り消しの申し出がありましたので、説明を求めます。

14番 若園五朗君。

- 懲罰特別委員長（若園五朗君） ただいま議長のほうから、懲罰に関する一定期間の出席停止の解釈について訂正をするということで発言の許可を得ましたので、御説明申し上げます。

平成24年第 4 回瑞穂市議会定例会初日、平成24年11月27日、懲罰特別委員会の委員長報告に対する西岡議員の質疑に対する委員長である私の答弁の中において、地方自治法第135条第 1 項に規定してございます一定期間の出席停止の解釈によると、全員協議会は出席してもいいという解釈の答弁をさせていただきました。その答弁の内容の一定期間の出席停止の懲罰をされた懲罰該当議員は、全員協議会には出席できないということが判明しました。私の発言に誤りがありましたので、瑞穂市議会会議規則第65条の規定により、発言の取り消しを求めます。

理由、全員協議会においては、平成20年の自治法改正により、地方自治法第100条第12項に、

議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行うための場と規定され、法定の会議となり、これを受け、瑞穂市議会会議規則が平成21年4月1日より施行されて改正されております。改正された同規則第161条が設けられ、ここに全員協議会が規定されました。

このように全員協議会は法定の場と位置づけられ、法的根拠を持つ議会活動とされたので、公務災害補償を受けられる対象の会議となりました。このことにより、全員協議会は議員の活動の場となりますので、議員の権利が一時的に停止されます。一定期間の出席停止の懲罰の議決を受けた場合には、その一定期間中は全員協議会に出席できないことになるものでございます。

以上、一定期間の出席停止の全員協議会も出席できないことが判明しましたので、その説明をさせていただきました。以上です。

- 議長（藤橋礼治君） ただいま若園五朗君から、11月27日の会議における懲罰特別委員長報告後の質疑の発言について、会議規則第65条の規定によって、「地方自治法第135条第1項に規定してある一定期間の出席停止の解釈によると、全員協議会は出席してもよいものと解釈します」の部分を取り消したいとの申し出がありました。これを許可することに御異議はありませんか。

〔「議事進行について」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） それでは、西岡一成君。
- 3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

まず端的に申し上げますけれども、1点目は、20年の法の改正の問題についてであります。6月18日に公布をされましたけれども、皆さんもお読みになっておるかと思いますが、総務省の自治行政局行政課長から各都道府県の総務部長、あるいは県議会事務局長宛てに通達が出ております。それを読みますと、今回の改正は、普通地方公共団体の議会の実態等を踏まえ、議会活動の範囲を明確化するためという、その目的が規定をされております。つまり議会活動として全員協議会等を認める、いわゆる法の第100条の第12項の問題であります。

これは、我々それまで議員をやっておりましたけれども、全員協議会は全く議会の自主的な議会であって、議会に来る途中で交通事故に遭っても、全然通勤途上災害の補償がされない、あるいは費用弁償もされないというような事態がありましたので、全国的には問題があって、これはやっぱりちゃんともらえるようにしなきゃいけないというふうなことも含めて、法的に議会活動として認めたということだろうと思うんですね。ただ、そのことと、いわゆる地方自治法が規定する会議ということとは一緒かどうかということを、まず考えていかなきゃいけないかと思うんです。

いわゆる法定されたとはいえ、あくまでの第100条については、議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行うための場なんですね。地方自治法を順番に見ていただくとわ

かりますけれども、議会の中にこの調整の場は入っておりません。別のところで規定をされております。いわゆる会議規則で言えば協議等の場という位置づけになっております。人が集まって話をすれば会議だと言えば会議なんですけれども、いわゆる本会議のように法的拘束力を持つ正式の会議ではないというふうに考えなきゃいけません。そこのところが法定をされたから、したがって法的拘束力を持つ会議とイコールで考える考え方には、私はいかがなものかと、まだ検討する余地があると思います。

それで、会議規則を見ていただければわかるんですけども、この会議規則は、本会議及び委員会、こうあります。この場合も会議の地方自治法に倣って全部本会議を前提にしておるんですね。本会議を前提にしてやってきておるんです。

ですから私が思うには、この法が改正されたときに、いわゆる会議規則161条、これをそのまま中へ入れちゃった、会議規則の中に協議等の場を。そのことによって、それまでの会議、つまり前段の159条等がありますけれども、それとの整合性がとれなくなっちゃったんですね。問題は、159条はどういう条文かといいますと、出席を停止された者がその期間内に議会の会議または委員会に出席したときはと限定しておるんですね。会議または委員会にと特定しておるんです。この前提は何かというと、先ほどから申し上げているように、地方自治法上の会議というのは、あくまでも本会議なんです。

ですから、議員必携を見ていただければ明らかになりますけれども、185ページ、懲罰のところで、要するに懲罰が行われるのは、「本会議及び委員会の開会中」と、こう書いてあるんですね。さらにさっきの会議規則よりもっと限定しています。本会及び委員会の開会中、これは原則として会期中における議場内の行為に限られるとなっておるんですね。それがいわゆる懲罰の対象になるんです。そうすると、懲罰の対象になっていない。つまり、例えば会派の会議等もありますよね。その会議は、議会基本条例で会派は位置づけられております。そういう意味からすると、法的根拠を持っているんです。そうすると、この会派は、しかし第100条の12項の別表の中にはこれは入っておりません。だから、そうすると、それはどうなるんだと。基本条例で会派は法的に位置づけられているけれども、全く法的というのは規範としての法的な意味ですね。だから、そのことをどう考えるんだというふうなことで、もっと精査をしていかなければならない問題があるんですね。会議規則自体、もしやるんだったら、いわゆる会議（法第100条第12項を含む）及び委員会、こういうふうに続けると解釈の幅が分かれることはより少なくなるだろうと思うんです。

ところが、161条をそのまま機械的にはめ込んだがために、前の条文との整合性がとれていない。もっと言うと、いわゆる会議規則からすると、全協の運営については、議長をして別に定めるとあるんですね。けれども、うちの場合は全協の運営規定がありますか。ありませんよね。さらに議員必携の全協で見ますと、こういうことも書いてあるんです。「会議規則

で設けた全員協議会のほか、事実上の全員協議会を開くこともできる」、こう書いてあるんですね。

仮に、もし会議規則で設けた全員協議会、運営規定ありません。例えば、今まで開いているのは会議規則に基づいた委員会か、お葬式の話をする、その他全く行事的なことだけをする、その全協は会議規則に基づいた全協なのか、あるいは事実上の全員協議会なのかという問題をどう考えたらいいかというようなこともありますよね。別表で言うと、議会だより編集委員会もそうですよね。けれども、これは懲罰の対象となる本会議や委員会以外の会議ですよね。さらにもっとこれを他の自治体を見てみると、会派代表者会議とか、いろんな委員長会議とかに膨らんできます。そうすると、論理上から言うとどんどん膨らんでくるんです。

そうすると、今の懲罰を対象とする、要するに本会議及び委員会ということとの関連でいうと、どう考えたらいいのか。つまり、そのことをもっとしっかりとみんなで精査研究をして、結論を出したらいいんじゃないか。この場でそれをできませんというふうに断言し切るのはいかなものかというふうに私は思っていますので、そういう意味で、議事進行上の問題として発言をさせていただいた次第であります。

- 議長（藤橋礼治君） 西岡議員の今の発言は、議会の運営に関する発言でございましたので、議事進行に対してのそういった発言でございましたので、つけ加えさせていただきます。

それでは、ただいま若園五郎君の取り消したいという発言に対しまして、これから採決をとります。

それでは、若園五郎君からの発言を許可することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〔「異議あり」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） それでは、今西岡議員のほうから異議ありとの申し出がございましたので、起立によって採決を行います。

若園五郎君からの発言取り消しの申し出を許可することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 起立多数でございます。したがって、若園五郎君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定をしました。

日程第2 議案第70号から日程第14 議案第95号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

- 議長（藤橋礼治君） 日程第2、議案第70号瑞穂市道路占用料の徴収に関する条例の制定についてから、日程第14、議案第95号平成24年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）までを一括議題といたします。

これらについて、産業建設委員会に審査を付託してありますので、委員長の報告を求めます。
産業建設委員長 若井千尋君。

○産業建設委員長（若井千尋君） 議席番号13番 若井千尋。

議長より発言を求められましたので、ただいま一括議題となりました13議案について、会議規則第39条の規定により、産業建設委員会の審査の経過及び結果について報告します。

産業建設委員会は、12月4日午前9時30分から県南庁舎の3の2会議室で開会しました。全委員が出席し、執行部から、市長、副市長、所管の部長、調整監、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第70号瑞穂市道路占用料の徴収に関する条例の制定についてを審査しました。

執行部からの補足説明の後、占用料は適正な価格で出されているようだが、根拠となる基礎資料はあるのかとの質疑があり、占用料の額については、算定の基礎となる地価水準、地価に対する水準の変動等を反映した適正な価格としており、国土交通省において適宜見直しをしている単価を使用しているとの答弁がありました。

そのほかの質疑として、以前、岐阜県内でこの条例を制定していないのは当市だけであるとのことを聞いていたが、このタイミングで制定するのはなぜなのか。また、あわせて河川占用料についても考えないのかとの質疑に、今までは制定していなかったが、今後は占用料を徴収すべきという判断をしたため、今回制定することとなった。河川占用に関しては、近々に検討する余地はあると考えているとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第71号瑞穂市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを審査しました。

執行部からの補足説明の後、停車帯について、道路構造令では停車帯の幅員は2.5メートル、大型車が占める割合が低い場合には1.5メートルだったが、説明した資料を見ると1.5メートルと固定してあるのはなぜかとの質疑に、条例の中では、道路として第3種と第4種が定められているが、第8条では、第4種の道路については1.5メートルと規定している。第3種については、道路構造令に準ずることとしているとの答弁がありました。

そのほか質疑として、第4種の第4級の道路という言葉が条例の中にたびたび出てくるが、第4種の第4級の道路とはどういったものなのかとの質疑に、道路構造令では、都市部で1日の計画交通量が500台未満の道路を指している。交通量の少ない道路であるとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第72号瑞穂市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定についてを審査

しました。

執行部からの補足説明の後、質疑として、来年４月１日からの施行であるが、今後の道路標識の整備について、通学路などは優先して整備するのかとの質疑があり、通学路の整備についてはＰＴＡから要望を受けている。通学路の安全を確保できるよう関係機関と連携をとって安全に通学できるよう、できるだけ早く整備していきたいとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第73号瑞穂市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定道路等が満たすべき基準を定める条例の制定についてを審査しました。

執行部からの補足説明の後、質疑に入り、特定道路は、市内には市役所や駅周辺に３路線あるとの説明だが、今後、特定道路をふやす計画はあるのかとの質疑があり、特定道路とは、高齢者や障害者の方が旅客施設と公共施設とを結ぶ経路において、その交通量の多い道路を使用するに当たり、円滑に移動できるよう点字ブロックを設置したり、路面の段差をなくしたりしてバリアフリーに適した道路にするようにした道路である。当市においては、既に穂積駅と公共施設を結ぶ道路については、この条例に先立ち既に整備が進んでいるため、今後ふやす計画は今のところないとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第74号瑞穂市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設が満たすべき基準を定める条例の制定について、議案第77号瑞穂市農業集落排水処理施設条例及び瑞穂市コミュニティ・プラント条例の一部を改正する条例について、議案第84号瑞穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

これらについては報告すべき質疑・討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第85号瑞穂市都市公園条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部からの補足説明の後、質疑に入り、瑞穂市公園・緑地等基本計画の種別ごとの規模の基準と今回の条例の改正内容とは整合性がとれているのかとの質疑に、平成21年度に策定した公園の基本計画につきましても、2,500平方メートルを街区公園としており、今回の改正内容とは合致しているとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第86号瑞穂市都市下水路条例の一部を改正する条例について、議案第87号瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例について、議案第88号瑞穂市営住宅条例の一部を改正する条例について、議案第89号瑞穂市給水条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

これらについては報告すべき質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

最後に、議案第95号平成24年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）についての審査では、補足説明として、資本的収入及び支出の建設改良費で、設計業務委託料で753万7,000円減額するものと、それに伴い仮払い消費税が減少することにより、収益的支出の営業外費用で、支払い消費税及び地方消費税を35万6,000円増額するものとの説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

以上で、産業建設委員会の委員長報告を終わります。平成24年12月14日、産業建設委員会委員長 若井千尋。

- 議長（藤橋礼治君） これより議案第70号瑞穂市道路占用料の徴収に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。採決では、起立採決とあわせて採決システムを利用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いをいたします。

これから議案第70号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第70号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第71号瑞穂市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第71号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第72号瑞穂市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第72号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第73号瑞穂市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定道路等が満たすべき基準を定める条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第73号は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第74号瑞穂市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設が満たすべき基準を定める条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第74号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第77号瑞穂市農業集落排水処理施設条例及び瑞穂市コミュニティ・プラント条例の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第77号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第84号瑞穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第84号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第84号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第85号瑞穂市都市公園条例の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第85号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第85号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第86号瑞穂市都市下水路条例の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第86号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第86号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第87号瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第87号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第87号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第88号瑞穂市営住宅条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第88号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第88号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第89号瑞穂市給水条例の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第89号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第89号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第95号平成24年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）の委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第95号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第95号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第92号及び日程第16 議案第93号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

- 議長（藤橋礼治君） 日程第15、議案第92号平成24年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から、日程第16、議案第93号平成24年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）までを一括議題とします。

これらについては、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長の報告を求めます。

厚生委員長 棚橋敏明君。

- 厚生委員長（棚橋敏明君） 議席番号6番 棚橋敏明でございます。

ただいま議長に発言の許可をいただきましたので、一括議題となりました2つの議案について、会議規則第39条の規定により、厚生委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

厚生委員会は、12月4日午後1時30分から穂積庁舎議員会議室で開催しました。全委員が出席し、執行部からは、市長、副市長及び所管の部長、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査いたしました議案番号順に要点を絞って報告いたします。

初めに、議案第92号平成24年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算にそれぞれ986万円を追加するものであり、補正予算書に沿い、詳細に説明を受けました。

歳入は、滞納繰越分の保険税の収納を計上し歳入としました。歳出は、療養給付費及び高額療養費の伸びに合わせた増額補正、また還付金の増額補正とのことでした。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第93号平成24年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算をそれぞれ91万1,000円増額補正するものであります。

補正の主なものは、すこやか健診の受診者の増に係る費用の委託金であり、歳入歳出それぞれに計上したものであるとの補足説明を受け、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上で厚生委員会の委員長報告を終わります。平成24年12月14日、厚生委員会委員長 棚橋敏明です。

- 議長（藤橋礼治君） これより議案第92号平成24年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第92号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第92号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第93号平成24年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第93号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第93号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第94号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

- 議長（藤橋礼治君） 日程第17、議案第94号平成24年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これについては、文教委員会に審査を付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教委員長 清水治君。

- 文教委員長（清水 治君） 議席番号12番 清水治。

議長より発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議案につきまして、会議規則第39条の規定により、文教委員会の審査の経緯及び結果について報告をいたします。

文教委員会は、12月6日午前9時30分から全委員が出席し、執行部から、市長、副市長、教育長、教育次長及び所管の課長の出席を求め、巢南庁舎3の2会議室で開催しました。

それでは、審査内容について報告をいたします。

議案第94号平成24年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ394万円を減額するもので、執行部から補足説明を受けた後、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決をいたしました。

以上で文教委員会の委員長報告を終わります。平成24年12月14日、文教委員会委員長 清水治。

- 議長（藤橋礼治君） これより議案第94号平成24年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）の委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第94号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第94号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。11時5分から再開をいたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時06分

- 議長（藤橋礼治君） それでは、ただいまから休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第18 議案第67号から日程第29 議案第96号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

- 議長（藤橋礼治君） 日程第18、議案第67号新市建設計画の変更についてから、日程第29、議案第96号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

これらにつきましては、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務委員長 庄田昭人君。

- 総務委員長（庄田昭人君） 議席番号4番 庄田昭人。

議長に発言を求められましたので、ただいま一括議題となりました12議案につきまして、会議規則第39条の規定により、総務委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

総務委員会は、12月7日午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催しました。全委員が出席し、執行部からは、市長、副市長、会計管理者及び所管の部課長、また一般会計補正予算審査のため、当委員会所管以外の教育長、教育次長、各部長、調整監及び都市整備部各課長にも出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第91号平成24年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）を審査しました。

本案について、各常任委員会で所管部分を協議した結果、送付された意見はありませんでした。執行部より本案に対する補足説明を受けた後、質疑に入り、民生費の生活保護費で3,386万円の補正をしてあるが、これは生活保護費受給者の何人分なのか。また、生活保護を受ける際の認定審査は基準に合った審査を行っているのかの質疑に、現在生活保護受給者は、10月末現在で194人である。今回の補正額3,386万円の内訳の主なものとして、医療扶助費で3,110万円計上したが、これは入院患者が4人増加したものである。認定審査については、生活保護法に基づき、福祉事務所において、福祉事務所長、査察指導員、ケースワーカー、担当課長で診断会議を開催して決定している。時々生活保護費を遊興費などに使っているなどの通報を受けたこともあるが、そういった場合は、事実確認を行い、遊興費に使っている事実が判明した時点で、ケースワーカーが本人に対し是正を求めているとの答弁がありました。

また、市として就労支援をしていかなければならないと考えるが、市の施設管理公社などへも就労できるようにしていくべきではないかとの質疑に、今年度から就労支援員を置いて対応している。就職先として施設管理公社などにも応募するように働きかけているとの答弁がありました。

その他に土木費の道路橋りょう費の道路改良費で、測量調査委託費として400万計上してあ

る。名古屋紡績跡地と長良川右岸堤防との間にある本巣郡伏越普通水利組合名義の土地47筆の調査と聞いているが、この機会に、道路の南側にある土地についてもあわせて調査するべきではないかとの質疑に、既にこの組合は所有財産を清算することなく昭和33年10月に解散している。今回、商業施設進出計画に係る協議の中で、この土地は県が1級河川天王川として管理している場所であり、県に帰属すべきものと考え、現在その処理ができる方法を進めているとのことでした。道路南側については、本来、県で調査を行っていただきたいという話はしている。今後も協議を続けていきたいと考えているので、御理解をいただきたいとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第67号新市建設計画の変更について、議案第69号瑞穂市総合計画策定条例の制定についてを審査しました。

執行部より本案に対する補足説明を受けた後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第75号瑞穂市コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より本案に対する補足説明を受けた後、質疑に入り、うすずみ研修センターについて、現在はどう管理しているのかについて質疑があり、うすずみ研修センターの管理については、指定管理者制度を導入している。当市から支払っているのは建物火災保険料のみである。利用料を全て財団法人NEO桜交流ランドで受けていただき、維持管理をいただいている形で運営しているとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第76号瑞穂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議案第78号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より本案に対する補足説明を受けた後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第79号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より本案に対する補足説明を受けた後、質疑に入り、育成医療審査嘱託医はどのように決めているかとの質疑があり、当市からもとす医師会へ推薦状を依頼し、もとす医師会より推薦された嘱託医1名を当市より辞令交付し任命しますとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第80号瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について審査しました。

執行部より本案に対する補足説明を受けた後、質疑として、今回、瑞穂市特別職報酬審議会より答申をいただいているが、どのような経緯で市から報酬審議会に審議をお願いすることになったのかとの質疑に、4月に市議会議員選挙があり、新しい議員構成となり、市議会議員の定数も1名減の19名となったことや、平成22年の4月から当分の間ということで、市長、副市長、教育長の報酬が7%減額されている状況が続き、相当の時間を経過し、果たして本当にこのままでよいのかということや、あわせて非常勤の特別職の報酬についても見直ししていただきたいという観点からお願いしたとの答弁がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第81号瑞穂市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について審査しました。

執行部より本案に対する補足説明を受けた後、委員より議案第80号と同じ考えだが、報酬審議会の答申どおりに報酬を上げていただくことでよいと考えているとの意見がありました。

その後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第82号瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について審査しました。

執行部より、本案に対する補足説明を受けた後、委員より社会情勢等から見ても、今回の報酬を上げることにについては、議員としてどう判断すべきなのかを考えさせられる。報酬を上げることにいろいろな意見があることは承知しているが、今回は報酬審議会の意見を尊重し、報酬を上げることに同意したいが、あわせて委員としての姿勢を正す意味からも、さらに市議会議員の定数削減を考えながら、この議案に賛成していきたいとの意見がありました。

その後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第83号瑞穂市暴力団の排除に関する条例の一部を改正する条例について、執行部より本案に対する補足説明を受けました。

その後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第96号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部より本案に対する補足説明を受けた後、審議に入り、今回55歳を超える職員の昇給を基本的に停止する改正であるが、勤務成績が極めて良好及び特に良好の場合を除くとあるが、誰がどのように勤務成績というものを決めているのかとの質疑に、部長職にあっては副市長が、課長職にあっては第1次評定者が部長、第2次評定者が副市長が、一般職にあっては第1次評定者が課長、第2次評定者が部長ということで勤務成績をつけている。当市では目標管理制度を導入しており、その中で能力判定と成績結果を踏まえて判断し、判定が客観的であるよう、

偏らない判断をしているとの答弁がありました。

その他の意見として、これからは上司からの目線だけで職員を評価するのではなく、部下からの意見もよく聞いて評価していくことも考えるべきであるとの意見がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

以上で総務委員会委員長報告を終わります。平成24年12月14日、総務委員会委員長 庄田昭人。

- 議長（藤橋礼治君） これより議案第67号新市建設計画の変更についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第67号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第69号瑞穂市総合計画策定条例の制定についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第69号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第75号瑞穂市コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第75号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第76号瑞穂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第76号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第78号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第78号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第79号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第79号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第80号瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第80号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第81号瑞穂市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第81号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第82号瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。
- 16番（小川勝範君） 議席番号16番 小川勝範でございます。

庄田総務委員長にちょっと御質問をいたしますが、市会議員の定数削減も考えがてら本予算に賛成したと。委員会でどんなような協議が出たのか、もし出ておれば答弁をお教えいただきたい。以上。

- 議長（藤橋礼治君） 総務委員長 庄田昭人君。
- 総務委員長（庄田昭人君） 議席番号4番 庄田昭人。

議案第82号瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

ここについては、議員の定数についてということですが、今回はこの文章については報告のとおりであります。その部分については意見として話を伺いました。今回は報酬審議会の意見を尊重し、報酬を上げることに同意したいが、あわせて議員としての姿勢を正す意味からも、さらに市議会議員の定数削減も考えながらこの議案に賛成していただきたいという意見がありましたということで、この部分に関してはしっかりとこの報告書に載せさせていただきましたので、どうか御理解をいただき、今後定数の削減を考えるという意見でありましたので、御理解をお願いしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

○ 16 番（小川勝範君） 私の思いと若干違うんですが、削減するということは、次の選挙までにある程度議員定数を減らすというお話が出たかなあと私は思っておるんですが、できれば私の希望なんですが、次回の選挙までにある程度削減特別委員会を設置して、やっぱり議員は議員らしく削減するという意向も見せるべきではないかと、そういうものを協議されたかということ質問いたしましたので、どうもされておらんようでございますので、また今後、そういう方向性にぜひ向かっていただきたいと思いますと思っております。

○ 議長（藤橋礼治君） 総務委員長 庄田昭人君。

○ 総務委員長（庄田昭人君） 議席番号 4 番 庄田昭人です。

ただいまの質疑に関して、委員会の中ではそのような細かいことは、意見もしくは質疑の中には出ておりませんので、一応削減も考えながらということで、今回は報酬審議会の意見を尊重するというだけで、具体的な話は委員会の中では出ておりませんので、御理解をお願いしたいと思います。

○ 議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○ 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○ 議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第82号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第83号瑞穂市暴力団の排除に関する条例の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○ 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第83号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第83号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第91号平成24年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）の委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第91号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第91号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第96号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

本案につきましては、大変難しい問題ではありますが、もともと私は、前の前の穂積の町長時代から、この勤務評定という制度について、いかがなものかというふうに考えております。それはやはり客観性というものが十分担保をされるかどうか。やっぱり判定をするのは課長、部長にしてみても人間であります。そこで、やはり恣意性というものが入り込む要素というものが否定ができないと思います。そういう恣意性のある勤務評定をもとにして、いわゆる「極めて良好」、「特に良好」、この「極めて」と「特に良好」の意味自体、差自体が余りよくわからないんでありますけれども、いずれにしましても、そういう職員だけを昇給させるということは、いかがなものかというふうに思います。

というのは、一番大事なことは、とりわけ以前に比べて住民のニーズも多様化してきております。外国人の方もふえております。そういう意味におきましては、職員の労働密度も高まっているというふうに思います。全体として、職員は一生懸命頑張っていただいておりますけれども、そういう職員の中で、やっぱり今の勤務評定を基準に昇給をさせるとなると、その対象にならない職員のほうが圧倒的に多いわけですね。そういう職員にとっては、この問題をどう考えるかということも大事にしていかなければいけないと思うんですね。やはり人間ですから、非常に感情的に、気持ち的にやる気だとか、そういうことに影響が出てくるんじゃないか。

実際問題、この昇給によって、今まで昇給できた人が昇給できない分は執行部のほうから報告がありましたけれども、大体約20万ぐらいでしたかね。間違っておれば、また後で訂正をしなければいけませんけれども、それぐらいの絶対額であれば、それをやることによって、失うものと、それをやらないで得るものとを比較考量したときに、私は決してプラスのほうが多いと、そっちのほうにてんびんが傾くということではないような気がするんですね。

ですから、そういう意味におきまして、55歳といえ、私の例を申し上げても、まだ子供が大学に行っている、そういう教育費もかかるときであります。たとえわずかでも、気持ちとしてそれぞれ支えていくということが、やっぱり大事なことでないでしょうか。

そういう意味におきまして、私はこの瑞穂市の場合は、職員の組合がありませんので、全体的に団体交渉するとかということもできません。ですから、そういう意味におきまして、私は今まで職員の労働条件の向上のためにいろいろ質問をしてきたこともありますけれども、こ

の議案については反対の意思を表明しておきたいと思います。

- 議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。
- 4番（庄田昭人君） 4番 庄田昭人。

議案第96号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、賛成の側から意見を述べさせていただきます。

この議案に関して、提案理由、平成24年度人事院勧告に鑑み、一定の年齢を超える市職員の昇給についての基準の改定等を行うことに当たり、市条例の改正を行うものである。これは人事院勧告ということでありますので、この人事院勧告に当たっては、平成24年8月8日、人事院勧告の部分の文書は全部は読みませんが、この部分に関してのことですが、50歳代後半層における官民の給料差を考慮し、50歳代後半層の給料水準の上昇をより抑える方向で昇給制度の改正を行うことを勧告しました。あわせて昇格制度の見直しを行い、世代間の給料配分と適正化を進めることとしました。

なお、これらの措置は、今後、昇給や昇格に伴う給与上昇を是正するものであり、直近の昇給日である平成25年1月1日から実施することとしていますとあります。なので、人事院勧告の8月8日の勧告であります。

そこで閣議決定されたのは、この部分について、24年度から実施する方向で平成25年度中に結論を得るものとする閣議決定がされました。これは1年見送ったという閣議決定であります。この部分に関して、さらに内閣府の意見であります国家公務員の給与カーブは60歳まで給与が上がっているということであって、人事院勧告となったわけではありますが、しかし、民間の場合は、50歳から55歳がピークになることが多いとも考えられる。そういった意味で、高齢層の職員の給料水準の見直しを、今回は閣議決定の方向に沿ってしっかりと検討する必要があることを申し上げた。これは内閣府の意見であります。その中の、今回は人事院勧告を見送るということになります。多少時間を経て、しっかりと新たな展開に準備いたしますよう、そのような形で給料体系というものを考えなければならないということを申し上げたところでありますというような発言趣旨も出ております。

ということは、1年見送ったという閣議決定であります。しかし、さらに人事院勧告より11月16日、平成25年1月1日から昇給制度を改定すると、本委員の勧告を実施せず、改定の実施については、結論を翌年に持ち越すものであり、極めて遺憾でありますとの人事院勧告をしております。閣議決定に対して、さらに委員会が遺憾であるというようなことを述べております。

このことについて、当市もそれぞれの市等の北方、本巣、もとす広域、瑞穂市、岐阜市消防

団の広域との派遣があり、それぞれ制度給与のルールが崩れてくるので、このことについては、西岡議員が言われたように大変難しいというふうに考えますが、それぞれの昇給改定のことについて、他市町との体形を崩さないよう、これはやむを得ず賛成をしなければならないのではないかという議案であると思います。

どうか御理解をいただき、皆さんの賛成をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

- 議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第96号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、議案第96号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第30 議案第97号及び日程第31 議案第98号について（提案説明・質疑・討論・採決）

- 議長（藤橋礼治君） 日程第30、議案第97号瑞穂市生津ふれあい広場整備工事請負契約の締結について、及び日程第31、議案第98号和解及び損害賠償の額の決定について（市道11 - 137号線）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

- 市長（堀 孝正君） ただいま追加提案でお願い申しました議案第97号を御説明申し上げたいと思います。

瑞穂市生津ふれあい広場整備工事請負契約の締結についてでございます。

かねて課題となっておりました、この瑞穂市生津ふれあい広場整備工事請負契約の締結を別紙のとおり締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び瑞穂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

この提案理由といたしましては、瑞穂市生津ふれあい広場整備に当たりまして、先般、一般競争入札を実施したところでございます。これにおきましては、株式会社松野組が落札しましたので、契約を締結するにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

1枚めくっていただきまして、瑞穂市生津ふれあい広場整備工事請負契約の締結につきまして、次のとおりでございます。

記としまして、契約の目的でございます。瑞穂市生津ふれあい広場整備工事。契約の方法は一般競争入札でございます。工事の場所は、瑞穂市生津223番地の1、契約金額としまして2億4,780万円、契約の相手方としまして、住所は、岐阜県瑞穂市穂積1330番地、氏名は株式会社松野組代表、取締役 松野守男でございます。

十分な審議をいただきまして、適切な御決定をいただきますようお願いを申し上げまして、私の提案説明とさせていただきます。

次に、議案の98号でございます。和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

これは市道11 - 137号線での事故によります損害を和解しまして、賠償するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、次のとおり議会の議決をお願いするものでございます。

これは相手方はこのようでございますが、事故の概要を申し上げます。

平成24年11月25日午前9時30分ごろ、瑞穂市唐栗地内の市道11 - 137号線に、あいた穴が原因で、相手方の車両がその穴に落ち、損壊したというものでございます。これは相手方との和解の内容でございますが、修繕費として3万3,250円のうち、私ども市側が1万円を支払うものでございます。どうかひとつこれもよろしくをお願いを申し上げて、提案とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） これで提案理由の説明は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

すぐこれで全協に入っていただきまして、説明を聞き、午後1時30分から本会議を再開いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時30分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第97号及び議案第98号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題となっております議案第97号及び議案第98号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより議案第97号瑞穂市生津ふれあい広場整備工事請負契約の締結についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 2番 くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 失礼します。議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

議案第97号瑞穂市生津ふれあい広場整備工事請負契約の締結について、幾つか質疑させていただきます。

まず1つ目ですが、12月定例会の最終日に追加議案として2億4,784万円、2億5,000万円の議案が出てきたわけです。ただいまありましたように、委員会付託ができないというか、しないで、その日に私たちは賛成・反対を決めなければならないわけですが、これは12月定例会に出せなかった理由というのは、どういう理由か、まず1点、お聞きしたいと思います。以下は自席で質問をさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問にお答えします。

この件につきましては、開発許可等許可申請を含む設計を業者に委託しておりましたが、この開発許可等の申請の許可がおりるのがおくれたということで、今回の12月議会に追加という形になりました。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） おくれた内容を具体的に教えていただけますか。いつの予定だったのが、いつになったのかということ。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） これは、本当は9月議会の後にしか許可がおりないということで、10月中にひょっとしたら臨時会でお願ひするかもわからないといったようなことで、ちょっと議会のほうで話をさせていただいておったんですけれども、10月中におりる予定でおったんですけれども、それがその開発許可が河川法の絡みとかいろいろありまして、それが少し長引いてしまったということです。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 前半はわかりましたが、長引いて、いつ許可がおりたんでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） はっきり今ちょっと思い出せませんが、12月の初めに許可がおりたと思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） ということで、最終日に追加議案になったということですね。

この生津ふれあい広場につきましては、平成22年度の外部監査で大変厳しい意見をもらっています。一応読みます。

生津ふれあい広場の土地は、公共用地先行取得事業として、おおむね10年度以内に本格的な事業を展開すべく取得したものである。本格的な公共事業が開始するまでの間の当面の活用方法として、多くの市民が利用できる多目的施設を整備し開放した。しかし、現在も（平成22年）具体的な事業計画はなく、生津ふれあい広場として利用している状況である。

また、当初の取得目的である事業展開を想定して続けているため、グラウンドとして照明等の整備を行うことができない状況でもある。グラウンドとして適切な整備が実施されず、市民の利用状況が図れない現状では、土地を有効に活用しているとは決して言うことはできない。この現状を改善すべく、土地の利用計画については、売却を含め検討すべきであるという厳しい監査が出たのに対し、措置または今後の取り組みの内容としては、ことしの9月議会で配られていると思いますが、改善進行中として有効活用するために、平成24年度にテニスコートを8面、野球場、サッカー場として整備する。現在設計中であり、工事は10月以降の予定であるというのが記載されております。

それで、きょうこの契約が出てきたわけですが、幾つか御質問させていただきます。

まずこの設計ですね。これは文教でもいただいていると思いますが、市民へはどのように説明されているか、お聞きいたします。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） その前に先ほど回答させていただいた、いつ許可がおりたというのですけれども、訂正をさせていただきます、11月16日ですので、訂正をさせていただきます。

それでは、今の御質問の市民へはどういうふうな説明をしたかということですので、これにつきましては、体育協会を中心としまして、そこに各競技団体の方がいらっしゃいますので、そちらの代表の方、これが実際の利用団体ですので、そこからいろんな御意見をいただいたということです。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 先ほどに戻しますが、11月16日に許可が出ていたら、12月議会の最初の議案として出せたんじゃないかと思われそうですが、その点、いかがでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 許可がおりましても、その後、入札等の手続きがあって、仮契約の後

でない」と議案として出せませんので、それが、時間がかかった意味です。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 市民への説明ですが、体協を中心として利用団体に御意見を聞いたという意味だと思いますが、お金を使うことにしましては、市民全体に2億5,000万を使うわけですから、意見を聞くこと、またしたいという両方の説明をするべきものだと思いますが、この点についてはいかがですか。初めから体協関係だけでなくという意味です。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） この広場を整備するという話については、議会のほうでももうお話はさせていただいておりますし、あと体育協会のほうからも、こうした情報というのはホームページを使って流されておりますので、広く市民には知らされているということで解釈しております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 次の質問に移らせていただきます。

必要性ですね。テニスコート8面と、少年サッカーグラウンド2面と、一般野球場として1面を整備するということですが、2点御質問いたします。

この少年サッカー2面と一般の野球は同時に使えるかということですね。それから、これをつくった段階では、テニスコート、少年サッカーグラウンド、一般野球場のグラウンドというのは、市全体としては幾つにそれぞれなりますか。どこに幾つになりますか。つまり、過剰な施設整備にならないかと、こういうことをお聞きするわけです。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 少年サッカーと一般の野球とは同時にはできません、当然。それは利用調整をしていただいて、野球とサッカーとうまく使っていただくという意味です。ただし、今まではネットがなかったので、一般の野球ができなかったということで、今回はマウンドもつくって野球もできるようになったということです。

それからテニスコートにつきましては、今、一般の方が使えるコートとしましては、穂積中のテニスコート、穂積北中のテニスコート、巣南中学校の南側にありますテニスコート、それから中ふれあい広場に1面、ここのテニスコートがありますが、そういうところがあります。ただし、今回生津ふれあい広場で8面整備したことによりまして、一般の利用者はそちらで利用していただくと。各中学校にあるコートにつきましては、学校の部活専用に使っていただくということになっております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） そうしますと、現在あるのは全部、穂中なんかは北側に新しくつくるとお聞きしておりますが、各中学校にあるものは、全部中学生用になるわけですね。そうすると、一般市民用は今まで何面で今度8面になると、こういう計算でしょうか。3カ所に今まであったわけですね。わかりますかね、言っていること。全体として幾つか。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 中学校に関しましては2面、4面、2面で8面ですね、中学校につきましては。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 私の質問がはっきりしませんでしたでしょうか。

中学生が使うものが2、4、2なんですか。今中学校にあるものは中学生が使うとお聞きしていますので、お聞きしたのは、一般用のテニスコートが今までのほうはもう各中学校にあったから使わないわけですから、今まで各中学校にあって使っていた一般用のコートが幾つで、これが2、4、2という意味ですかね。今度8面だけになるのか、つまり全体として幾つになるかをお聞きしたんです。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） これは中学校にはありますけれども、社会体育施設として一般の人にも借りられるということで2、4、2の8面。それが今度、生津ふれあい広場のほうに8面できると。そちらで一般の方は使っていただくと、そういうことです。

○議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

○市長（堀 孝正君） ただいま生津ふれあい広場の工事請負契約の件につきまして、いろいろ御質問をいただいております。私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

この広場におきましては、多目的ということでございましたが、実際、現況のあれは広い広場があるだけと、こういう関係でございまして、多目的にできません。それはサッカーをやるにしても、野球をやるにしても、はっきり申し上げまして、どこまででも飛んでいってしまうとか、そういう体系になっておりません。本当の意味での多目的に使うことができません。

そんなところから、体育協会等とも御相談を申し上げて、何が必要かといいますと、いろいろな御意見をいただきまして、瑞穂市は野球の関係が他の市町に比べて少ない。実際に競技をすることができない。何とか旧の本巢郡の野球連盟からも、瑞穂市のほうもひとつ何とかお願いできんか、体育協会を通じまして来ております。

そういう関係もございまして、そのことが1点でございますし、そしてテニスコートのこと

でございますが、御案内のように、私どもの生涯スポーツの一般のテニスコートは、穂積中学校のところで今利用していただいておりますでございますが、実は御案内のように、穂積中学校のグラウンドがまさに手狭でございます。それぞれ議員の皆さんも運動会に行っていたきましても、200メートルのトラックがとれないような状況で、本当に子供たちに狭い思いをさせております。これを抜本的に広げたい。それにはテニスコートをどこかへ移転させなきゃいけない。こういうこともございまして、それにしたらどこがいいかということでございまして、この生津ふれあい広場、ここの山になっておりますところ、この地域におきましては、生津地域は区画整備事業で整備されておまして、この地域にも生津には公園がございますので、公園は必要ないということから、あの山の部分を利用してできないかということで、あそこへ持っていこうと。そうしますと、あそこへ持っていきますと8面とれます。8面とれますと、はっきり申しまして県の大会ぐらいは開ける。

瑞穂市の正規の運動場とか、屋内運動場、また屋外運動場におきましても、正規のスポーツができるところがなかなかないわけございまして、できれば1つ、テニスコートの大会ぐらい、市でございますので、できるところを設けたい。そういう希望もございましたし、体育協会からの要望もございました。そんなところから、さらには穂積中学校の運動場の拡張、全てがうまくいくということで、テニスコートの8面をとらせていただいて、ここへまとめようということになったの整備でございます。

そういう関係におきましては、本当は私ども第67回の国民体育大会のデモンストレーション、ここでゲートボールを10月16日にやりました。何とかこれが終わったら、すぐ工事に着手できるように準備をしておったところでございます。ところが、先ほどから申し上げておりますように、なかなか河川法というのがございまして、天王川のすぐのところございまして、あそここのところは高くできないといいますが、本当は、私どもはもっとグラウンドを高く上げたいところでございますが、遊水の関係もございまして、高くできません。その排水のこと等の河川法の関係で手間取りました。私は途中でおくれておることを聞きましたので、県のほうへも働きかける、早くやってくれと、私も今年度中には何とかしたい。早く発注したいからということで私もお願いに行きまして、何とか少しでも予定というよりは、元よりはおくれておりますけれども、早くおろしてと頼んでお願いをしたところで、そういう関係。

さらには建築の確認の関係、それがおりてからの建築確認ということ。そういうことでやってまいりまして、本当におくれて申しわけないと思いますが、私としましては、早く早くとせっついておったところでございますけれども、遅くなりまして、先ほどの全協でも、工期の期間が短いから議会からやって、あしたまた行っつくってとはということで、逆に議会からも御心配をいただいて、ありがたい言葉をいただいたなど、このように思っているところでございまして、本当にこれから約3カ月ちょっとでございますが、できるだけしっかりと、もちろん

手抜きがあってはなりません。きちっとしっかりやっていただいて、雪なんかがあれば、はっきり申し上げて、外の仕事でございますので、おくれますので、そのところは不確定でございますが、何とか日にちまでに間に合わせるようお願いをしながら進めてまいりたいと思っております。どうかそういうことも御理解をいただきまして、そういう中での提案でございますので、よろしくお願いを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

- 議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。
- 2番（くまがいさちこ君） きょう、賛成か反対が決めなきゃいけないので、ちょっとよくわからない点を質疑させていただいております。

これが整備された場合、外からの大会に使いたいとか、そういうのは別にいたしまして、市内の少年サッカーと一般の人が野球に使うのと、それから8面のテニスコートの稼働率と、年間収支の予算というのは立ててありますでしょうか、市内の人の利用に限って。

- 議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。
- 教育次長（高田敏朗君） 稼働率等についてはまだ算定しておりませんが、ただ、今まで分散しておりましたテニスコートが1カ所に集まる。そこに駐車場がちゃんと整備されているということで、稼働率は今までよりはよくなるのではないかということは思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

- 議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。
- 2番（くまがいさちこ君） もう1つ、年間収支予想をお聞きしましたが、この生津ふれあい広場につきましては、5年前、先ほどちょっと調べましたが、平成7年に西南の一部をたしか買い足したんですね。そのときに、私が今まで生津ふれあい広場に幾らかけてきたかと調べたのが自分の記事にまとめてありましたので、さっき確認しましたら23億6,000万円でした。土地代だけで21億円です。

それで、ここでまた2億5,000万を使うわけですが、そのときに、たしか教育委員会だったと思いますが、収入というのは今あるんですかとお聞きしたら、使用料はほとんどが免除のスポーツ少年団とか、または格安なのかちょっと覚えていませんが、だから、収入は結果としてほとんどありませんということをお聞きしているんですが、今後は、これ、どうなるんでしょうか。見通しをお聞きしたいと思います。

- 議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。
- 教育次長（高田敏朗君） これにつきましては、当然利用料というのは取ります。ただ、免除団体とか、そういうものについてはまだありますので、免除される団体もありますが、基本的

には利用料を払って使用していただくということですので、全くないとか、そういう話にはなりません。

〔挙手する者あり〕

- 議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。
- 2番（くまがいさちこ君） 参考までに利用することが予想される団体のうち、免除団体というのはどういう団体でしょうか。
- 議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。
- 教育次長（高田敏朗君） 今、体育協会などは一応利用料を支払っていただいておりますし、一部半額とかというところもあります。それは申請内容によって、例えば大会を開くとか、そういうときに、市にとって有益な大会でありますと、それはやっぱり免除されると、そういうような大会等については免除されます。

〔挙手する者あり〕

- 議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。
- 2番（くまがいさちこ君） そうすると、お金をもらう場合をお聞きしたほうがいいみたいな感じでしたけど、今のあれからいくと。大会のときには免除されますというふうに聞こえましたが、利用料をもらうのはどういう場合ですか。
- 議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。
- 教育次長（高田敏朗君） 一般的に利用される場合については、ほとんどもちろん利用料は徴収されます。

〔挙手する者あり〕

- 議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。
- 2番（くまがいさちこ君） そうすると年間収支予想といっても微々たるものであろうということは予想がつきました。

それで、以下話を（仮称）大月グラウンドとの話にちょっとリンクさせたいと思います。といいますのは、これが監査でも両方を絡めて監査が出ております。その部分だけちょっと読みますが、（仮称）大月グラウンドのことで監査ですね。

後半3分の1ぐらいにあるんですが、文教で9月議会の前の協議会で、既に（仮称）大月グラウンドについては総合グラウンドをつくったらどうかという話が協議会の中で出ていまして、これを9月議会で質問されました。そのときに市長は、本巢市と北方町に声をかけて、旧本巢郡でできればつくりたいと。ここまでがどなたにも公表されている話ですが、この12月議会に先立つ協議会の中で出た話は、本巢市と北方町には断られたと。議会で賛成が得られれば、瑞穂市単独でもつくりたいと、総合グラウンドを。総合グラウンドというのは、調べてみますと5種あるんだそうですね。8コースは必要だと話になると、多分3種というものだと思うんで

すが、この3種だと8コース必要で、それには今の土地では足りないので、北側の土地も買い足さなければならないと。これは文教の協議会で出てきた話ですが、別の委員さんから1億円多くかけても買ってつくるといいと。そして私が、今の計画では幾らお金がかかりますかといったら13億でしたから14億になるわけですね。つまり……。

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君に申し上げますが、内容が違っておりますので、その辺だけ注意しておきます。

○2番（くまがいさちこ君） はい、違ってないんです。ということで、それを前提に監査の3分の1のところを読みます。こう書かれています。

またグラウンドの建設について必要であると判断された場合において、つまり監査に対してグラウンドをつくりたいということはもう言っていると思うんですけども、「グラウンドが」これは総合グラウンドですね、「必要であると判断された場合においても、多目的広場として一時使用されている生津ふれあい広場をグラウンドとして整備し」と、こう書かれています。「整備し、使用することで代替施設として市民のニーズに応えることにならないのか検討すべきであると」、こう書かれています。

つまり、私がなぜさっき大月を出したかというと、大月の総合グラウンドが、今耳にしているところでは14億かかるといっているわけですから、これが議会で賛成が得られれば、市の単独工事でやりたいと説明を受けていますので、もしこれが賛成が得られなかった場合ですね、得られても得られなくてもですが、そうすると、生津ふれあい広場が今のような設計でいいのかどうかと。つまり、監査で、生津ふれあい広場が大月をグラウンドとしての整備の関係で代替施設として生津ふれあい広場だけで済むように整備できないのかという監査が出ているわけですから、それに関連してお聞きしているんです。つまり、この設計でもいいのかという疑問が起きるものですからお聞きしています。

これに対して、措置または今後の取り組みの内容として市の回答は、監査です。年内に借地買い取りの方向で交渉を進めると、こういう回答。これは9月議会で多分配られていると思うんですけども、答えていますね。だから、年内とありますけど、多分年度内じゃないかと思うんですけど、3月までにこの土地を買うという予算が出てくるんじゃないかと思うんです。施設については生津ふれあい広場の整備に伴いと、ここにも出てきているものですから、両方やっぱりリンクして、私は賛成するか反対するか、ちゃんと決めたいと思うものですからお聞きしているんですが、「施設については、生津ふれあい広場の整備に伴い、各種関係団体と意見聴取（体協、スポ少との交流会やアンケートの実施）を行い、それを踏まえて体育施設としての必要性やその他有効な活用方法について調査・検討し、その結果によって結論を出すこととする」と。「また、必要に応じ、パブリックコメント手続を実施する」と書いてあります。

つまり、今、瑞穂市でこれだけの広い土地があるのは生津ふれあい広場と（仮称）大月グラ

ウンドなわけですね。一番高度経済成長のときに、両方、まだ合併する前に買ってあって、その後、計画の見通しがなくずうっと持ってきた土地なわけですから、最後だと思うんですね、これだけ広い土地が両方にあるということは。ですから、監査にもありますように、両方をリンクした計画が必要じゃないかなあと思ってお聞きするんですが、これは賛成か反対か私が決める場合、両方の計画をどのように考えているかをお聞かせいただきたいんです。

○議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

○市長（堀 孝正君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

今、生津ふれあい広場の整備の整備に関係しまして、大月グラウンドの件もあわせての整合性とか、いろんなことで御質問をいただいております。

実は、過般の一般質問でお答えをさせていただきました体育協会等々の要望では、総合グラウンドをといてところでございます。総合グラウンドとなりますとそれなりの設備をしなくてははいけない。それには5万2,000のまちのあれでは到底無理なところでございます。ですから、旧の本巢郡、本巢市、北方町を含めて10万6,000の人口なら可能なところでございますので、私は本巢市、また北方町に合目的なら呼びかけてみるという答弁をさせていただきました。そのことにつきまして、お話を申し上げたところ、やはり本巢郡の南部のほうでもあるし、今のところはそういうことはといてところございまして、もうそれでは1つではできません。そうなりますと、言っておったことは到底十何億かけての事業ができません。もっと考え方をえなくてはいけないわけでありまして。もうそういう本格的な総合グラウンドは、とても一つの5万2,000の市では無理でございます。計画の変更をしなくてははいけないといてところ、いろいろ今体協とも相談をしながら、本当に有効に使える市民のふれあい広場で多目的に芝生のグラウンドゴルフとか、いろんなことをやるところはございません。今、どこの市にも本巢市にも持っております。ところが私どもの瑞穂市にはございませんので、縮小した中で、そうしたものもとれる多目的に、そして稼働率の高いもの、そういった整備ができないか。

また、旧巢南のなかよしスポーツクラブでございます。約600名の会、これは市全体から今どんどんと会員がふえておるところでございますが、幾つかのスポーツが参加されたクラブもでございます。そういうクラブの要望からも、そういう多目的に使える、そしてクラブハウスのあるようなのをお願いしたいと、そういうのもでございます。今後、議会、文教委員会とも相談をしながら、体育協会とも相談をしながら、最終的に議会の皆さんと御相談申し上げて、最もいい、ああこれならというようなものを整備させていただきたいと、そういう気持ちで今考えておるところでございますので、決して十何億もそれを使うなど全くございませんので、その点は御心配なく、うんと考え方をええた整備でございますので、その点、御理解をいただきますようお願いを申し上げたいと思います。

今度のあれは本当にきちっとネットが張られまして、ぐりぐりっとあれですし、市民の皆さ

んが散策ができる約600メートルの周囲のあれもございます。また、グラウンドの北も南も植栽を、やはり夏場の暑いときにも陰ができるように、それぞれ両くろにとりまして、そういうことも考えてございます。いろいろなことを考えて今度の計画をさせていただいておりますので、よろしく御理解をいただきまして、御決定をいただきますようお願いを申し上げて、私の答弁とさせていただきます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） ほぼわかりました。2つの広い土地がどのように総合的に整備していくかと、今まで得ていた情報とはちょっと違う御答弁をいただきまして。

それで、そういうことを計画するときは、生津ふれあい広場は入札段階になってしまいましたが、ぜひ体協関係とか、スポーツ少年クラブすなみですか、なかよしスポーツ、そういう体協関係でなく、一般市民の方からも非常に貴重な財産ですので、税金もつぎ込んであるわけですから、一般市民の方からもアイデアとか提案、そういうものを受け付けて、そういう中から整備していくという手法をまちづくりの基本条例からも、それから議会の基本条例からも、計画段階からの市民参加、協働の都市づくりですので、そういうふうに進めていっていただきたいと思います。以上で質疑を終わります。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

まず1点、お聞きいたします。設定金額を教えてください。それから歩切り率がどの程度になっておるのか。これをちょっとお聞きしていませんので、お聞きをしたいと思います。

それから、入札結果についてでありますけれども、一般競争入札で4社だけということについて、これはどういうことかなあと。率直に言って少ないなあというふうに思うんですが、それにはそれなりの事情があると思います。それで、1回目が全部予定価格を超えて、2回目に松野組が2億3,600万円、予定価格より100万円違うだけであります。これは落札率からすると99.6%ということになるかと思いますが。あとの3社は辞退ということですね。この結果についても、先ほど申し上げた一般競争入札に参加した業者ですね。これ、金額とか技術能力、あるいは何らかの条件で参加できなかったのか、そこら辺をどういうふうに考えておられるのか、ちょっとお聞きをしておきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 失礼をいたします。

それでは、資料の97をちょっとごらんになっていただきまして、資料97の下のほうの欄に設

定金額ということでございますので、2億6,179万5,450円ということでございます。予定価格でございますが、こちらにつきましては3番目に書いてございます。2億4,885万ということでお願いをしたいと思います。

それから、今回は一般競争入札ということで11月19日に入札の公告を行っております。工事の質とか、規模とか、内容によって、私どももどのように選定するかということを考えておるわけでございますけれども、その中でできるだけ競争性、公平性を保ちながら、いい工事をやっていただくのが基本でございますので、その中で今回は建物も少しありますので、土木工事並びに建築工事ができる評点をということで、計審の評価点を設けました。それから主任技術者等がしっかりしておること。また、岐阜・西濃の地域に本店を有するという事業所で多分できるだろうということで選定をした結果、応募があったのはこの4社ということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

結果につきましては、この結果のとおりになりましたので、これについてどうということはありません。工事によっては一般競争入札ですと、どうしてももっともっと多くの業者が来る場合もありますし、特殊な事業につきましては件数が減るという場合もありますが、今回は予想をしておったよりちょっと少ないかもわかりませんが、私どももできる限り競争性を保つということで、多くの事業者が参加できるように選定をしておりますので、そのあたりは御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 済みませんでした。設計金額がちゃんとここに書いてあります。申しわけなかったです。

それで、先ほどお聞きしたかと思うんですが、この辞退した3社ですね。もちろん相手には相手の考えがあるわけですから、こちらが勝手に判断することはできませんけれども、こういう格好で1社だけ残って、今、歩切り率を計算して出していないけれども、落札率自体は99.6%という形で、100万だけ少ないというふうな状態をあわせて対応するというものの考えられるということは、どういうことなんですかね。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 私たちも詳細はわかりません。この状況でしかわかりませんが、ただ、工事の内容が建築等が一部入っておって土木ということと、先ほどもありましたけれども、若干工期が短いということの部分について、やはりその土地柄のことがわからないとやりにくいということがあったのではないかと想像はします。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 議席番号14番、新生クラブ、若園五朗。

生津ふれあい広場の整備工事の工事期間でございますけれども、本契約の締結日から平成25年3月25日が一応工期期間ですが、生津ふれあい広場の整備工事の予算は2億9,000万円を組んでありまして、そのうちに足洗い場、水飲み場など48万3,000円を使っています。また、国体のゲートボールの開催の後の7月20日に1,743万円を支出しています。その後に10月2日に生津ふれあい広場で、築山というか、要するに山の撤去の2回目の泥の搬出を942万9,000円出しています。その第2期の契約942万を10月20日に契約したんですけれども、その工期は築山撤去工事を平成25年1月21日までに撤去しなさいとなっているにもかかわらず、今回このような平成25年3月25日に、今言っているテニス場とサッカー場が両方、この短期間で本当にできるかどうか。その関係を副市長、あるいは教育次長に確認したいと思います。工期は本当にできるかどうか。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 今の御質問ですけれども、これは設計業者のほうにも確認しておりまして、3カ月あればできるだろうということを言っておりますので、それを信じております。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 今の御質問でございますが、築山を撤去するということは最初から想定しておったわけでございますけれども、立米数が1万5,000立米あるということがわかりまして、それでその土を有効に活用するということで、24年度で購入している横屋とか、牛牧とか、穂積とか、そういった公園のほうへ運んだわけでございますが、その立米が多かったということで、再度2回目の契約ということで搬出をしております。これは一応終わっているということで聞いておりますので、あとはテニスコートで多少70センチぐらい盛るらしいんですね。その分が残してあるということでございます。

ですから、契約期間は予備を見て長くっておりますけれども、一応土砂の搬出については終わっているということであります。今、理想とすれば3カ月で十分間に合うというお話でございますが、先ほど全員協議会の中でもお話をさせていただきましたように、どういうことが起きるかわかりませんので、雪が降るようなこともあります。そういった場合は、当然工事が遅延するということも考えられますので、その場合には議会の御理解を得たいというふうに考えておるところでございます。

先ほど来、本当は国体が終わってからすぐに着工できるようなスケジュールを組んでおりまして、議会にも11月にも臨時議会を考えなければいけないというような話もあったわけですが、先ほど来お話ししていますように、思わぬ河川協議のほうで遊水池の関係というこ

とで、前に御承知の議員さんもお見えだと思いますが、シンコーという会社が持っておったんですね。そこで遊水池の機能を残すということで、今のグラウンドのレベルが決まっておるわけなんですわ。それを、また改めて、また開発協議をし直したということで、また一からスタートので遊水池機能があるか、そういうようなことでおくれたというこふうに聞いております。

河川協議のほうがおくれたために、その事前協議がおくれたことによって確認申請もおくれたということで、先ほどお話がありましたように、11月16日におりてきまして、それから告示をして入札作業に入ったということで、大変おくれまして申しわけございません。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 要望ですけれども、今言っている生津ふれあいについては、一応予算が2億9,000万円ということですので、今いっている土山の量が多かったから、要するに7月にも契約し、10月にも契約するという設計の誤り、あるいは見積もりの計画の誤りがないように、当初予算からしっかり計画性を持った予算執行をお願いしたいと。工期についてはいろいろと説明がありましたんですけれども、もし予算の執行がきちっとできなければ、ある程度、事前に事故繰越、明許なり、きちっとそれなりの対応をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第97号を採決します。

議案第97号瑞穂市生津ふれあい広場整備工事請負契約の締結について、本案に賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第97号は、原案のとおり可決されました。

これより議案第98号和解及び損害賠償の額の決定について（市道11 - 137号線）の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第98号を採決します。

議案第98号和解及び損害賠償の額の決定について（市道11 - 137号線）、本案に賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第98号は、原案のとおり可決されました。

日程第32 発議第12号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

- 議長（藤橋礼治君） 日程第32、発議第12号防災・減災体制再構築推進基本法制定を求める意見書についてを議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

13番 若井千尋君。

- 13番（若井千尋君） 議席番号13番、公明党、若井千尋です。

ただいま藤橋議長のお許しをいただきましたので、清水治議員、庄田昭人議員に御賛同いただきまして、防災・減災体制再構築推進基本法制定を求める意見書を提出させていただきます。なお、趣旨説明は朗読をもってかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

防災・減災体制再構築推進基本法制定を求める意見書。

東日本大震災の教訓を踏まえ、今後予想される首都直下地震や南海トラフ巨大地震などの大規模地震や、近年たびたび発生している豪雨などによる大規模かつ異常な自然災害に備えて、国民の生命・財産を守るために、国を挙げた防災・減災体制の再構築が求められています。

全国的に幅広い視点で防災力の向上を図るために、道路や橋梁、港湾など、我が国に現存する社会資本の安全性について実情を明らかにし、必要な情報を得るための科学的・総合的な総点検を実施するとともに、国や地方公共団体において、防災・減災対策を集中的・計画的に推進するための基本計画の作成が必要となります。

上記ハード面での公共事業としての防災・減災対策とともに、ソフト面として地域の防災力を高め、災害による被害の軽減を図る施策も不可欠です。そのため、学校教育における防災教育の充実や各自治体が連携した広域的・総合的な防災訓練の推進、さらには基本計画の作成や関係省庁の総合調整等を行う防災・減災体制再構築推進本部の設置、災害発生時に応急対応を一元的に担う危機管理庁（仮称）の設置など、必要な施策を国・地方公共団体で実施し、災害に強いまちづくりを進めなければなりません。

また、国・地方公共団体とともに厳しい財政状況の中、アセットマネジメントの手法を活用した上で、老朽化した社会資本の再整備を初めとした各施策には、必要な財源を確保することが課題となります。こうしたことを実行し、我が国の防災・減災体制を再構築するためには、必要な施策を総合的かつ集中的に推進するための基本理念や基本方針、財源確保策を明確に定めた基本法を制定し、国を挙げて加速度的に進めていくことが不可欠です。そこで、政府におかれましては、上記の内容を盛り込んだ防災・減災体制再構築推進基本法を早期に制定するよう強く求めます。

なお、提出先は野田佳彦内閣総理大臣、藤村修内閣官房長官、下地幹郎内閣府特命担当大臣、以上でございます。

地方自治法第99条の規定、瑞穂市議会会議規則第13条の規定によって提出いたします。御審議の上、御賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明は終わります。

お諮りします。発議第12号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第12号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第12号を採決します。発議第12号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、発議第12号は、原案のとおり可決されました。

日程第33 発委第13号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

- 議長（藤橋礼治君） 日程第33、発委第13号瑞穂市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 小川勝範君。

- 議会運営委員長（小川勝範君） ただいま藤橋議長の許可をいただきまして、瑞穂市議会会議規則の一部を改正について朗読いたします。

提出者、私、瑞穂市議会運営委員会委員長 小川勝範でございます。

瑞穂市議会会議規則の一部を改正する規則について。

次の理由によりまして、別紙のとおり地方自治法第109条の2及び瑞穂市議会会議規則第13条の規定によりまして提出をいたします。

改正の内容でございます。瑞穂市議会規則（平成15年瑞穂市会議規則第1号）の一部を次のように改正をする。

第16条中、「第115条の2」を「第115条の3」に改めます。

この規則は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）の施行の日から施行いたします。以上です。

- 議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発委第13号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発委第13号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発委第13号を採決します。発委第13号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、発委第13号は、原案のとおり可決されました。

日程第34 発議第14号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

- 議長（藤橋礼治君） 日程第34、発議第14号補助金に関する事項の監査請求についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

7番 広瀬武雄君。

- 7番（広瀬武雄君） 議席ナンバー7番 広瀬武雄でございます。

ただいまは藤橋議長より発言のお許しをいただきましたので、補助金に関する事項の監査請求についての議案を、星川睦枝議員、広瀬時男議員、小川勝範議員、清水治議員、若井千尋議員、棚橋敏明議員、森治久議員、庄田昭人議員の以上8名の議員の皆様方の御賛同をいただきまして、提出させていただくものでございます。

なお、詳細につきましては、お手元に配付しております資料を主な内容として、その趣旨を説明させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

補助金に関する事項の監査請求について。

1. 監査を求める事項。平成23年度及び平成24年度（平成24年11月末日執行分まで）における一般社団法人瑞穂市シルバー人材センターが、瑞穂市から受けた補助金に関する事項。

2番としまして、監査結果の報告期限は平成25年2月28日まで。

その理由。一般社団法人瑞穂市シルバー人材センターは、瑞穂市より平成23年度及び平成24年度、600万円を補助金として受けていると。一般社団法人瑞穂市シルバー人材センターが瑞穂市から受けた補助金について、その補助の目的及び条件など、瑞穂市補助金交付規則及び瑞穂市地域福祉活動事業に関する補助金等交付要綱に沿った適正な執行がされているかどうか。特に清水裕起子氏から提訴されたことに伴う訴訟関連費用、例えば和解金、仮払金、弁護士費用、税理士費用、司法書士費用、内容証明に伴う郵便費用、あるいは振込費用等々への直接・

間接を問わず流用がないかの疑義があるため、監査請求を行うものである。以上が内容でございます。

地方自治法第98条2項の規定に基づく議案を、瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出させていただくものでございます。皆様方の御審議をお願いいたしまして、御賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第14号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第14号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

今、提案理由をお聞きしましたし、見せてもいただきましたが、その中で、「特に清水裕起子氏に提訴されたことに伴う訴訟費用、（和解金、仮払金、弁護士費用等々）への直接・間接を問わず、流用がないかの疑義があるため、監査請求を行うものである」ということで、ほぼ広瀬武雄議員の提案説明はその文言と同様のものであったと思いますが、そこでお聞きをいたしますけれども、流用があるとの疑惑ですね。そういうものの具体的な根拠というものが明らかにされておられません。極めて抽象的な疑惑のお話でありますので、具体的な疑惑の根拠について、一つ一つ列挙をしていただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） それでは、ただいまの西岡議員の御質問にお答えいたします。

何が疑義があるか具体的にとのことでございますが、いわゆる補助金は、そもそも算定基礎が、お話によりますと人件費相当額ということで支給されていると。基本的には、それが仮に人件費に充当されていなくても、別に問題はないと私は考えております。

しかしながら、今回のような訴訟事件に係る費用にその補助金が充当されているとするならば、先ほど申し上げました補助金規則の第8条、いわゆる「補助事業者はその交付された補助金を他の目的または用途に使用してはならない」というところに該当するということで、西岡議員の質問は、何か証拠を握っているのかというような発言でございますが、そういう類いのもものではございません。いわゆる疑問があれば単純に監査請求すればいいわけでございますが、

確たる証拠があったときに請求するものではないと、このように考えております。したがって、どこに何か、和解金が、仮払金が流用されたというどこに証拠があるかという御質問に対しては、今私が申し上げた部分で全てが御理解いただけるものと、このように考えております。以上でございます。

- 議長（藤橋礼治君） それでは、ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

- 3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

今、広瀬武雄議員からの答弁をいただきましたけれども、訴訟費用に使われているとすればという仮定形で使われましたね。私は、監査請求というのは単なる臆測であるものではないと思うんです。きのうの奥田副市長の答弁にもございましたけれども、内部監査でまず1回済んでいると。そのことについてシルバーの主体的な判断というものを尊重して、結果的には市としては監査請求をしないと、こういう方針を述べられたところであります。

それを踏まえて考えたときには、それを乗り越えて議会があえて監査請求をするという場合は、広瀬武雄議員も司法の場に身を置かれておるわけですから、社会通念上、お考えをいただきたいわけでありますけれども、その要件というのは、やはり厳格に捉えていかなければいけないのではないか。単なる臆測ではなくて、証拠までには至らなくても、少なくとも提訴資料となるべきものを具体的に定義するべきではないかというふうに私は思います。つまり、その内部の監査、そして市も監査請求しないというものを超える特段の事情が存するか否か、このことがやはり大事になってくると思うんですね。そのことが存しないとなると、監査請求については、さらにもっと調べるなりしてより慎重にやるべきではないかと。そういう考え方が妥当ではないかというふうに私は思っております。

別に新生会の方やその他会派から出されたから、そのことについてとやかく言っておるわけでも何でもありません。ただ、純粹に考えて、そういうことではないかなあというふうに思いますので、あえて本件につきましては、反対ということを表明しておきたいと思います。

- 議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

- 議長（藤橋礼治君） 1番 堀武君。

- 1 番（堀 武君） 議席番号 1 番 堀武。

新生会の皆さんが賛成討論をしないものですから、私が賛成討論をします。

疑わしきは罰せずかもわかりませんが、監査請求はそういう趣旨のものでないとは思っています。ですから、はっきりさせるためには、やはりグレーな感覚ではだめですから、それをして、はっきり議会とか行政のほうでも白黒じゃないですけども、それに落ち度はなかったとか、こういうことを今、はっきりすることのいい機会だと思っております。シルバーの中がすっきりした形で、今の役員等を含めても、もやもやした形である人のことも聞いております。その人らのため、そして働いているシルバーの人のためにも、この際はっきりさせて、そしてすっきりした形でシルバー人材センターが運営されることを切に願いながら賛成討論とさせてと、よろしくお願いします。

- 議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

- 議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第14号を採決します。発議第14号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、発議第14号は、原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

- 議長（藤橋礼治君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成24年第4回瑞穂市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後2時46分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成24年12月14日

瑞穂市議会 議長 藤 橋 礼 治

議 員 河 村 孝 弘

議 員 清 水 治